

都市計画道路戸畑枝光線のあり方に関する検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「都市計画道路戸畑枝光線のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）」の組織及び開催に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 検討会議は、都市計画道路戸畑枝光線について、学識経験者、道路利用者等から意見聴取を行うことにより、これまでの経緯、現状、課題等を踏まえた今後の事業のあり方を検討することを目的とする。

(組織の構成)

第3条 構成員は、学識経験者、道路利用者等のうちから市長が依頼する。

- 2 検討会議の構成員は、6名程度とする。
- 3 検討会議には座長を置き、構成員の互選により選任する。
- 4 座長は、検討会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 構成員の任期は令和4年3月31日までとする。ただし、構成員の再任は妨げない。
- 6 構成員に欠員が生じたときは、補欠構成員を選任できる。補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第4条 検討会議は、建築都市局長が招集する。

- 2 検討会議は、座長が議長となる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第5条 検討会議及び会議録は、公開する。ただし、検討会議が公開すべきでないとする場合は、この限りではない。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、建築都市局計画部都市交通政策課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営及び議事進行方法に関し必要な事項は、建築都市局長が定める。

附則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。